

平成30年度 第3回

新見市水道事業運営審議会資料

平成30年11月28日

新見市建設部上水道課

目 次

- 1 これまでの課題について 1
 - (1) 水道事業の経営状況について
 - (2) 有収率について
 - (3) 上水道事業・簡易水道事業における課題について
 - (4) 基準外繰入について
 - (5) 前回の将来経営シミュレーションについて

- 2 水道料金の概要について 9
 - (1) 水道料金制度について
 - (2) 料金算定方式について
 - (3) 料金決定方法の原則について
 - (4) 水道料金決定の流れについて

- 3 水道料金改定の考え方について 12
 - (1) 水道料金改定にあたっての検討ポイントについて
 - (2) 料金改定の考え方について

1 これまでの課題整理について

(1) 水道事業の経営状況について

(上水道事業の現状)

- ・過去10年の純利益は、毎年度7千万円から9千万円程度を確保しています。
- ・平成29年度の純利益は、収益の約22%程度を確保しており、経営の健全性が、維持されています。

(簡易水道事業の現状)

- ・過去5年の一般会計からの繰入金は、毎年度4億5千万円程度となっています。
- ・一般会計からの繰入金のうち基準外繰入金は、基準内繰入金を上回っており、基準外繰入金がなければ、支出超過となっています。

(2) 有収率について

(上水道事業の現状)

- ・過去10年間で有収率は、7.5%上昇し、配水管路の維持管理の向上がみられます。

(簡易水道事業の現状)

- ・過去10年間の有収率は、80%に達していません。

※有収率は、上水道事業、簡易水道事業ともに全国平均と比較して、低い水準にあります。

特に簡易水道は、平成20年度以降有収率の低下が続いています。山間部に管路が長距離埋設されており、管路に負荷がかかりやすい状況になっていることなど、本市特有の事情も影響しています。また、水道未普及地区の解消に向け、重点的に施設整備を行い、管路の更新投資を後回しにしてきたことが、有収率の低下につながっている要因と考えられます。

このため、有収率を改善するためには、老朽化した送配水管路の更新が必要となります。引き続き漏水調査等を行い、有収率改善に向けた更新投資計画の策定が必要になっています。

(3) 上水道事業・簡易水道事業における課題について

(将来の給水人口減少による収益の低下)

国立社会保障人口問題研究所の人口推計（平成 30 年 3 月）における本市の総人口の推移をみると、今後 20 年間（平成 27 年度～平成 47 年度）で 11,136 人（36.3%）の人口が減少すると予想されています。

しかし、有収水量は、上水道事業、簡易水道事業ともに給水人口に比例して減少はしていません。料金収入の基礎となる将来の有収水量を算出するために、水需要予測を行う必要があります。

将来の給水人口の減少による料金収入は、上水道事業、簡易水道事業とも長期的には減少することが予想されます。

なお、上水道事業の収益的収支においては純利益を確保していますが、その額は減少することが予想されます。

簡易水道事業においては、現状、一般会計からの繰入により、収支均衡を保っていますが、人口減少等の要因により、市の税収も減少することが予想されるため、一般会計の財政如何によっては、現状の繰入水準を将来も受けることができるかは不透明といえます。

一方、上水道事業、簡易水道事業は事業の性質上、先行して多額の投資を行うこととなります。これらの施設整備にかかる費用は、利用者が減少したとしても一定額、固定的に発生し続ける性格であるため、上記の理由から収益が減少しても、費用は一定という状況が発生し、収支均衡が崩れて経営の悪化に陥ることが予想されます。

なお、一般会計の負担を増大させないよう、公営企業は独立採算により経営を行うという原則を堅持して事業運営を行うことが求められます。

(4) 基準外繰入金について

公営企業においては、独立採算により経営を行うことが原則的な考え方ですが、前述のとおり、簡易水道事業は、一般会計からの繰入を受けることで収支の均衡を保っています。そのことは裏をかえせば、一般会計からの繰入がなければ、現行の料金水準では経営が立ちゆかないことを意味し、料金水準が現行の水準に抑えられているのは、一般会計からの資金援助によるところが大きいということがいえます。

今後は、人口減少の影響等により、収益が悪化することが見込まれており、一般会計への依存が更に大きくなることが予想されます。そうなった場合、結局は一般市民の税負担が今後増加することとなり、負担の公平性が阻害されることが懸念されます。

また、本来一般会計の財源で実施すべき福祉事業等への財源分配ができなくなり、市全体としての行政サービスが低下するおそれがあります。加えて、一般財政も今後は厳しい状況になることが予想されますので、現状の繰入水準が将来にわたって行われるかは極めて不透明といわざるをえません。

そのため、独立採算の原則を徹底し、一般会計の負担を増大させないような経営を行うことが求められます。

(5) 前回の将来経営シミュレーションについて

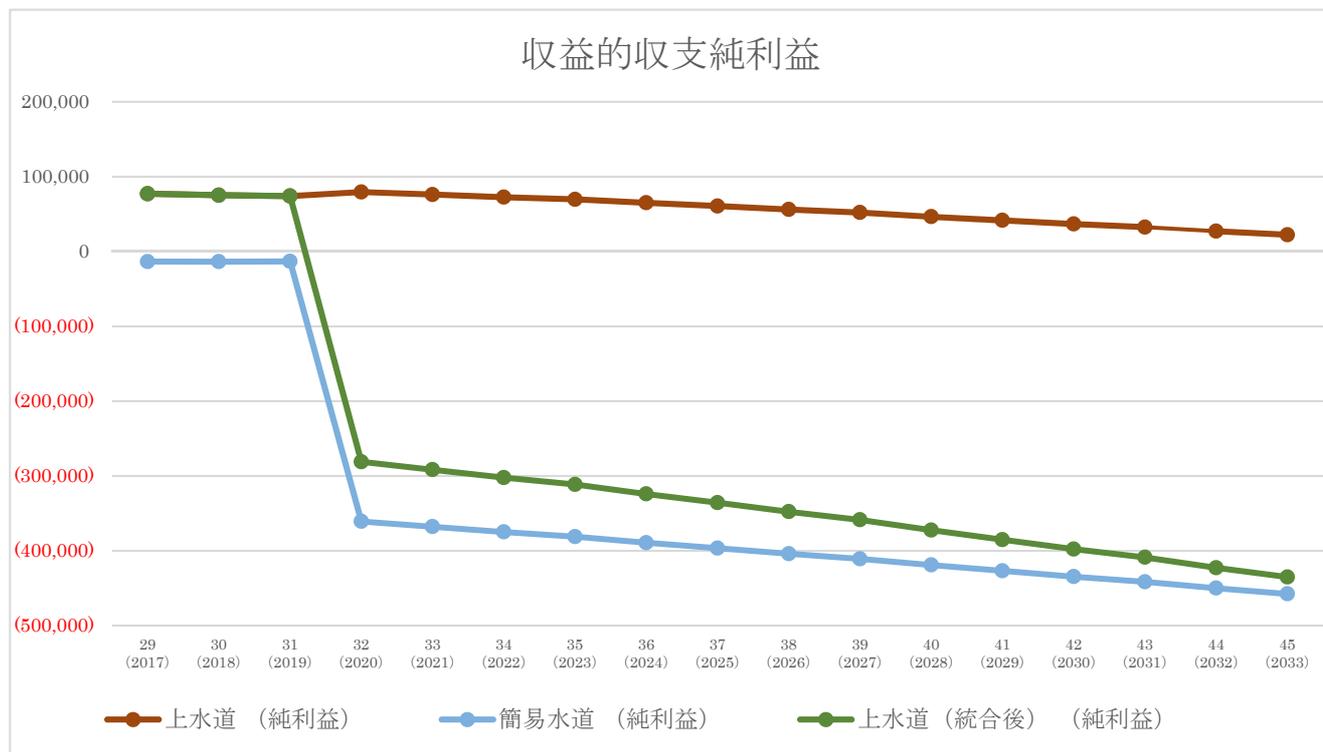
一定の前提条件のもとで推計した将来の経営状況の見通し（上水道事業・簡易水道事業統合後）は、別図のとおりとなっています。

なお、将来シミュレーション作成にあたっての主な前提条件は、次のとおりとなっています。

- ① 簡易水道事業の上水道事業への統合年度は、平成 32 年度（2020 年度）と仮定
- ② 将来シミュレーション期間は、平成 31 年度（2019 年度）～平成 45 年度（2033 年度）の 15 カ年
- ③ 料金収入については、平成 29 年度決算の実績値を基に将来の人口減少率を加味
- ④ その他の収入については、平成 29 年度決算の実績値と同額発生すると仮定
- ⑤ 費用については、平成 29 年度決算の実績値と同額発生すると仮定（⑩を除く）
- ⑥ 企業債の発行（投資）及び償還については、上水道事業並びに簡易水道事業のアセットマネジメントでの投資計画に合わせて算出
- ⑦ 簡易水道の減価償却費は、「平成 28 年度 新見市簡易水道法適化作業業務報告書」の平成 29 年度と同額が発生すると仮定
- ⑧ 簡易水道の基準内繰入は、発行済み企業債に係る元利償還額を基準として算出（繰入率は、各々 70%（過疎債））
- ⑨ 一般会計からの基準外繰入金は、ないものとして算出
- ⑩ 「簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル（平成 26 年 4 月 厚生労働省健康局水道課）」における財政収支の設定事項の規定の採用
 - 減価償却費（既存施設）～40 年間で直線的に減少。
 - 減価償却費（新規施設）～法定耐用年数 40 年、定額法、全額償却で算出。
 - 企業債（新規施設）～事業費の 10%と設定。
 - 企業債償還金（新規施設）～5 年据置、25 年償還、利息は 3.5%、年賦で算出。

※将来の経営シミュレーションについては、厚生労働省健康局水道課の「簡易支援ツールを使用したアセットマネジメントの実施マニュアル Ver. 2.0(平成 26 年 4 月)」を参考に、前提条件を設定し、平成 31 年度～45 年度までの 15 年間でシミュレーションしたものです。

<収益的収支シミュレーション>



区分	項目	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	40 (2028)	41 (2029)	42 (2030)	43 (2031)	44 (2032)	45 (2033)
上水道	(総収益)	340,038	338,096	336,947	334,282	332,389	330,507	329,377	326,773	324,921	323,081	321,973	319,432	317,625	315,829	314,747	312,272	310,512
	(総費用)	262,765	262,765	262,765	254,628	256,192	257,792	259,534	261,594	264,064	266,831	269,763	272,832	275,925	279,014	282,067	285,083	288,059
	(純利益)	77,273	75,331	74,182	79,654	76,197	72,715	69,843	65,179	60,857	56,250	52,210	46,600	41,700	36,815	32,680	27,189	22,453

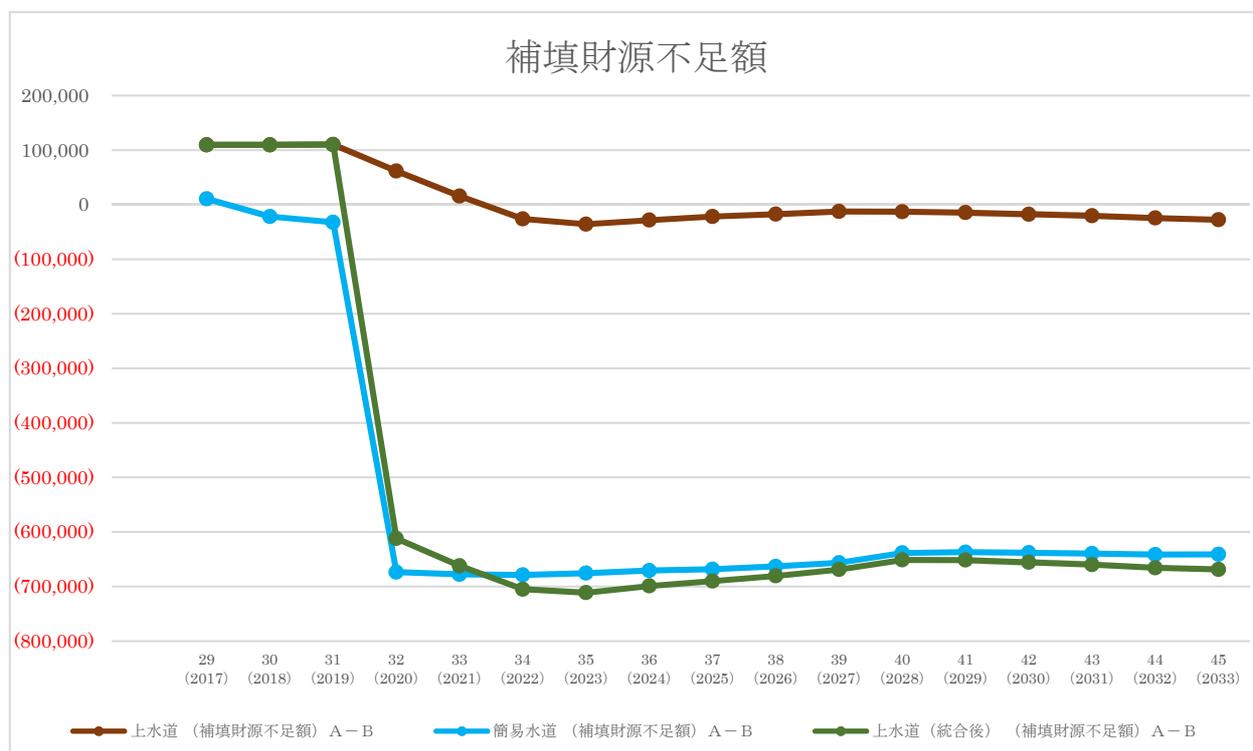
(単位:千円)

区分	項目	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	40 (2028)	41 (2029)	42 (2030)	43 (2031)	44 (2032)	45 (2033)
簡易水道	(総収益)	365,532	365,376	365,758	339,604	334,949	330,372	326,553	321,488	317,623	314,096	311,949	307,978	305,907	303,958	302,971	300,377	298,767
	(総費用)	378,903	378,903	378,903	700,222	702,653	705,143	707,627	710,581	714,049	718,009	722,664	726,876	732,652	738,464	744,370	750,248	756,277
	(純利益)	-13,371	-13,527	-13,145	-360,618	-367,704	-374,771	-381,074	-389,093	-396,426	-403,913	-410,715	-418,898	-426,745	-434,506	-441,399	-449,871	-457,510

(単位:千円)

区分	項目	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	40 (2028)	41 (2029)	42 (2030)	43 (2031)	44 (2032)	45 (2033)
(統合水道後)	(総収益)	340,038	338,096	336,947	673,886	667,338	660,879	655,930	648,261	642,544	637,177	633,922	627,410	623,532	619,787	617,718	612,649	609,279
	(総費用)	262,765	262,765	262,765	954,850	958,845	962,935	967,161	972,175	978,113	984,840	992,427	999,708	1,008,577	1,017,478	1,026,437	1,035,331	1,044,336
	(純利益)	77,273	75,331	74,182	-280,964	-291,507	-302,056	-311,231	-323,914	-335,569	-347,663	-358,505	-372,298	-385,045	-397,691	-408,719	-422,682	-435,057

<資本的収支シミュレーション>



(単位:千円)

区分	項目	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	40 (2028)	41 (2029)	42 (2030)	43 (2031)	44 (2032)	45 (2033)
上水道	(資本的收入)	29,199	29,199	29,199	51,799	51,799	51,799	51,799	51,799	51,799	51,799	51,799	51,799	51,799	51,799	51,799	51,799	51,799
	(資本の支出)	216,292	214,391	212,545	287,350	283,936	279,003	272,552	262,988	254,754	248,459	242,142	239,507	238,828	239,755	240,912	242,107	243,342
	(差引)A	-187,093	-185,192	-183,346	-235,551	-232,137	-227,204	-220,753	-211,189	-202,955	-196,660	-190,343	-187,708	-187,029	-187,956	-189,113	-190,308	-191,543
	(補填財源)B	296,896	294,937	293,730	297,371	247,971	201,124	185,039	182,996	181,295	179,310	177,891	174,902	172,623	170,359	168,845	165,975	163,860
	当年度分損益勘定留保資金	110,996	185,134	183,985	186,987	186,151	185,290	185,039	182,996	181,295	179,310	177,891	174,902	172,623	170,359	168,845	165,975	163,860
	(補填財源不足額)A-B	109,803	109,745	110,384	61,820	15,834	-26,080	-35,714	-28,193	-21,660	-17,350	-12,452	-12,806	-14,406	-17,597	-20,268	-24,333	-27,683

区分	項目	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	40 (2028)	41 (2029)	42 (2030)	43 (2031)	44 (2032)	45 (2033)
簡易水道	(資本的收入)	851,508	823,500	844,400	302,915	310,688	311,686	304,290	289,301	276,197	256,235	233,903	182,154	169,708	162,693	158,578	151,518	140,787
	(資本の支出)	827,213	842,501	863,401	954,603	965,707	967,133	956,567	935,155	918,662	892,450	862,932	791,475	776,251	768,874	765,733	758,481	746,085
	(差引)A	24,295	-19,001	-19,001	-651,688	-655,019	-655,447	-652,277	-645,854	-642,465	-636,215	-629,029	-609,321	-606,543	-606,181	-607,155	-606,963	-605,298
	(補填財源)B	-13,371	-2,603	-13,145	-21,995	-22,684	-23,354	-23,259	-24,881	-25,817	-26,907	-27,311	-29,097	-30,547	-31,911	-32,407	-34,481	-35,723
	当年度分損益勘定留保資金	-13,371	-13,527	-13,145	-21,995	-22,684	-23,354	-23,259	-24,881	-25,817	-26,907	-27,311	-29,097	-30,547	-31,911	-32,407	-34,481	-35,723
	(補填財源不足額)A-B	10,924	-21,604	-32,146	-673,683	-677,703	-678,801	-675,536	-670,735	-668,282	-663,122	-656,340	-638,418	-637,090	-638,092	-639,562	-641,444	-641,021

(単位:千円)

区分	項目	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	40 (2028)	41 (2029)	42 (2030)	43 (2031)	44 (2032)	45 (2033)
上水道 (統合後)	(資本的收入)	29,199	29,199	29,199	354,714	362,487	363,485	356,089	341,100	327,996	308,034	285,702	233,953	221,507	214,492	210,377	203,317	192,586
	(資本の支出)	216,292	214,391	212,545	1,241,953	1,249,643	1,246,136	1,229,119	1,198,143	1,173,416	1,140,909	1,105,074	1,030,982	1,015,079	1,008,629	1,006,645	1,000,588	989,427
	(差引)A	-187,093	-185,192	-183,346	-887,239	-887,156	-882,651	-873,030	-857,043	-845,420	-832,875	-819,372	-797,029	-793,572	-794,137	-796,268	-797,271	-796,841
	(補填財源)B	296,896	294,937	293,730	275,376	225,287	177,770	161,780	158,115	155,478	152,403	150,580	145,805	142,076	138,448	136,438	131,494	128,137
	当年度分損益勘定留保資金	110,996	185,134	183,985	186,987	186,151	185,290	185,039	182,996	181,295	179,310	177,891	174,902	172,623	170,359	168,845	165,975	163,860
	(補填財源不足額)A-B	109,803	109,745	110,384	-611,863	-661,869	-704,881	-711,250	-698,928	-689,942	-680,472	-668,792	-651,224	-651,496	-655,689	-659,830	-665,777	-668,704

・資金残高・地方債残高の推計

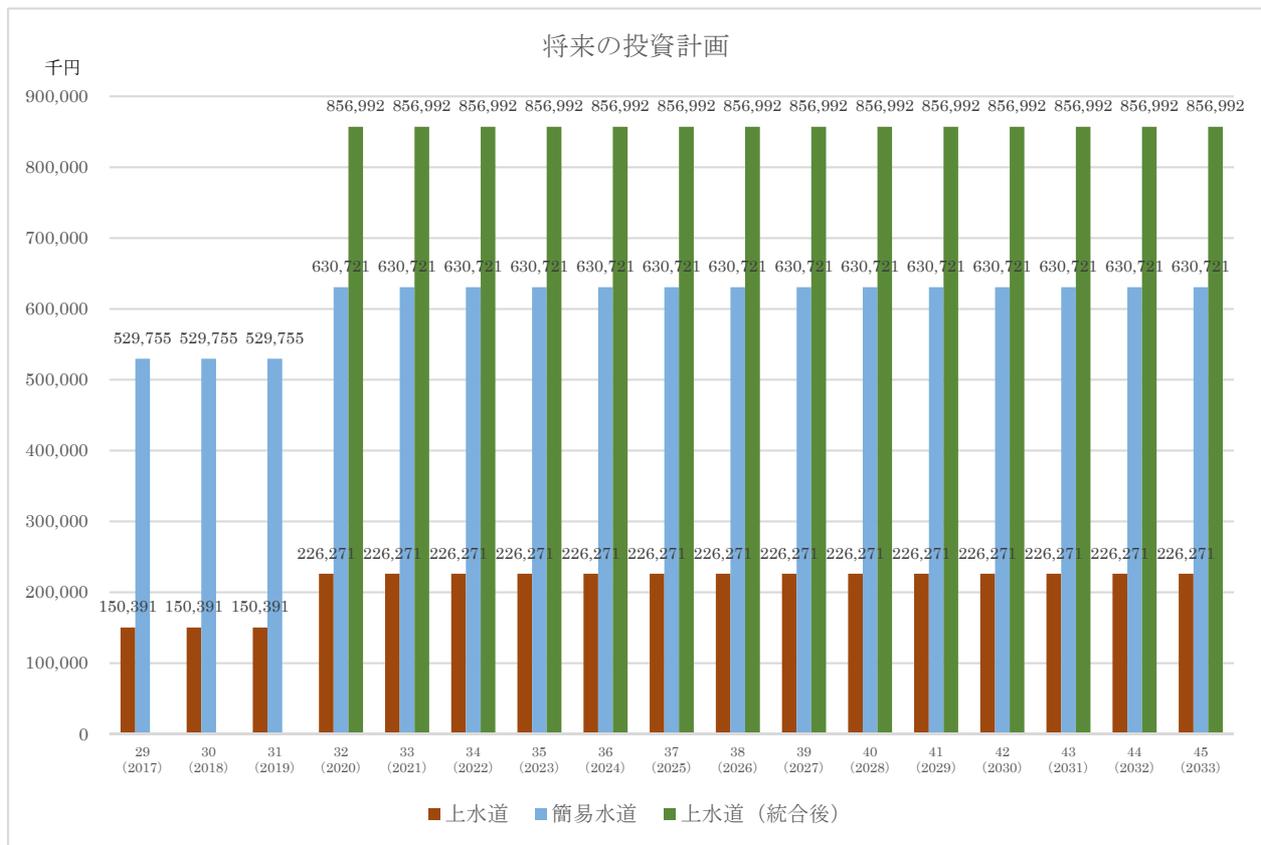


資金残高・地方債残高の推計

(千円)

区分		29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	40 (2028)	41 (2029)	42 (2030)	43 (2031)	44 (2032)	45 (2033)
上水道	資金残高	109,803	109,745	110,384	61,820	15,834	-26,080	-35,714	-28,193	-21,660	-17,350	-12,452	-12,806	-14,406	-17,597	-20,268	-24,333	-27,683
	地方債残高																	
	既存施設分	512,016	448,016	385,862	324,783	267,118	214,386	168,105	131,388	103,704	83,142	69,753	59,885	51,613	43,363	34,938	26,334	17,547
	更新需要費分				22,600	45,200	67,800	90,400	113,000	135,600	157,400	178,373	198,490	217,721	236,035	253,400	269,783	285,149
	計	512,016	448,016	385,862	347,383	312,318	282,186	258,505	244,388	239,304	240,542	248,126	258,375	269,334	279,398	288,338	296,117	302,696
簡易水道	資金残高	10,924	-21,604	-32,146	-673,683	-677,703	-678,801	-675,536	-670,735	-668,282	-663,122	-656,340	-638,418	-637,000	-638,002	-639,462	-641,444	-641,021
	地方債残高																	
	既存施設分	4,380,723	4,067,976	3,734,330	3,410,448	3,075,462	2,739,050	2,413,204	2,108,770	1,823,056	1,565,859	1,340,566	1,189,199	1,055,612	932,047	814,361	706,761	614,490
	更新需要費分				63,000	126,000	189,000	252,000	315,000	378,000	438,772	497,238	553,318	606,928	657,981	706,388	752,057	794,892
	計	4,380,723	4,067,976	3,734,330	3,473,448	3,201,462	2,928,050	2,665,204	2,423,770	2,201,056	2,004,631	1,837,804	1,742,517	1,662,540	1,590,028	1,520,749	1,458,818	1,409,882
上水道(統合後)	資金残高	-	-	-	-611,863	-661,869	-704,881	-711,250	-698,928	-689,942	-680,472	-668,792	-651,224	-651,496	-655,689	-659,830	-665,777	-668,704
	地方債残高	-	-	-	3,820,831	3,513,780	3,210,236	2,923,709	2,668,158	2,440,360	2,245,173	2,085,930	2,000,892	1,931,874	1,869,426	1,809,087	1,754,935	1,712,078

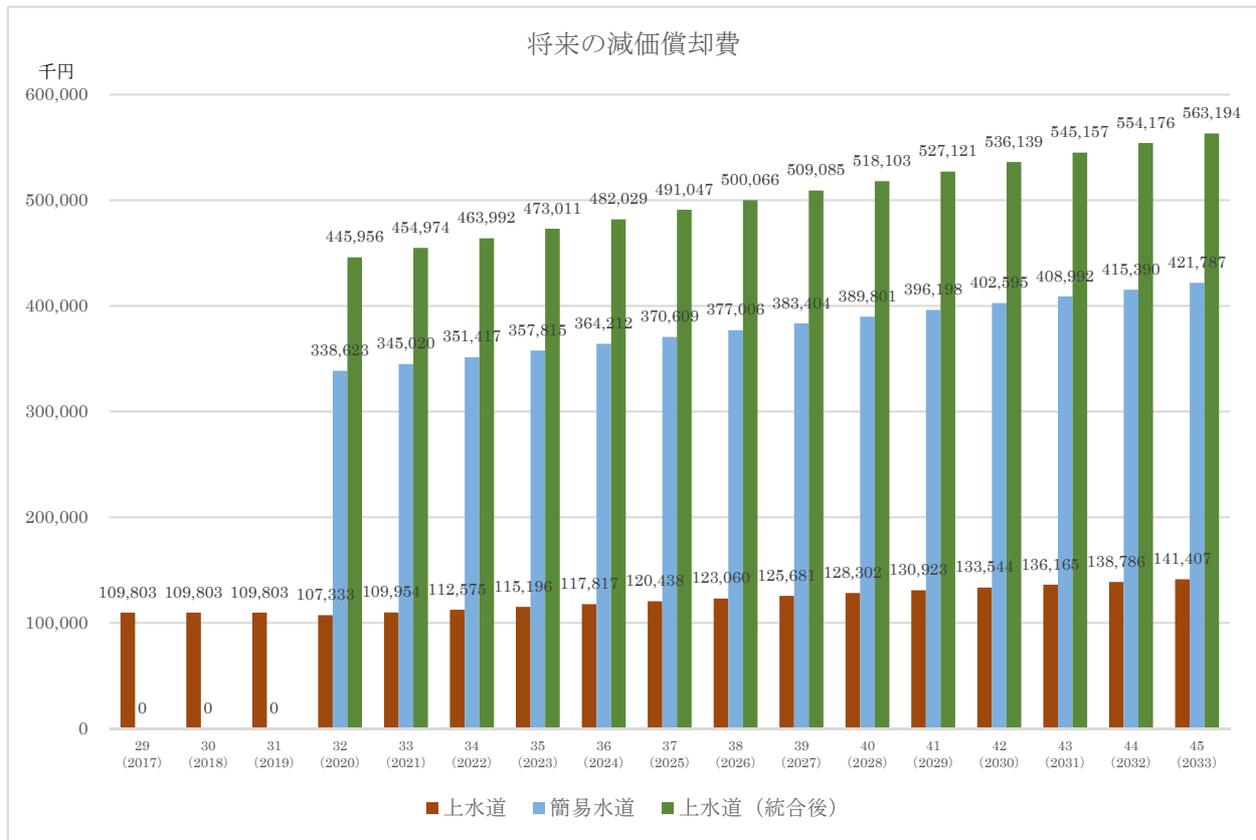
・将来の投資計画



将来の投資計画

区分	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	40 (2028)	41 (2029)	42 (2030)	43 (2031)	44 (2032)	45 (2033)
上水道	150,391	150,391	150,391	226,271	226,271	226,271	226,271	226,271	226,271	226,271	226,271	226,271	226,271	226,271	226,271	226,271	226,271
簡易水道	529,755	529,755	529,755	630,721	630,721	630,721	630,721	630,721	630,721	630,721	630,721	630,721	630,721	630,721	630,721	630,721	630,721
上水道(統合後)	-	-	-	856,992	856,992	856,992	856,992	856,992	856,992	856,992	856,992	856,992	856,992	856,992	856,992	856,992	856,992

・将来の減価償却費



将来の減価償却費

(千円)

区分		29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	34 (2022)	35 (2023)	36 (2024)	37 (2025)	38 (2026)	39 (2027)	40 (2028)	41 (2029)	42 (2030)	43 (2031)	44 (2032)	45 (2033)
上水道	既存施設分	109,803	109,803	109,803	107,333	104,863	102,393	99,923	97,453	94,983	92,513	90,043	87,573	85,103	82,633	80,163	77,693	75,223
	更新需用費分	0	0	0	0	5,091	10,182	15,273	20,364	25,455	30,547	35,638	40,729	45,820	50,911	56,002	61,093	66,184
	計	109,803	109,803	109,803	107,333	109,954	112,575	115,196	117,817	120,438	123,060	125,681	128,302	130,923	133,544	136,165	138,786	141,407
簡易水道	既存施設分	0	0	0	338,623	330,829	323,035	315,241	307,447	299,653	291,859	284,065	276,271	268,477	260,683	252,889	245,095	237,301
	更新需用費分	0	0	0	0	14,191	28,382	42,574	56,765	70,956	85,147	99,339	113,530	127,721	141,912	156,103	170,295	184,486
	計	0	0	0	338,623	345,020	351,417	357,815	364,212	370,609	377,006	383,404	389,801	396,198	402,595	408,992	415,390	421,787
上水道(統合後)	-	-	-	445,956	454,974	463,992	473,011	482,029	491,047	500,066	509,085	518,103	527,121	536,139	545,157	554,176	563,194	

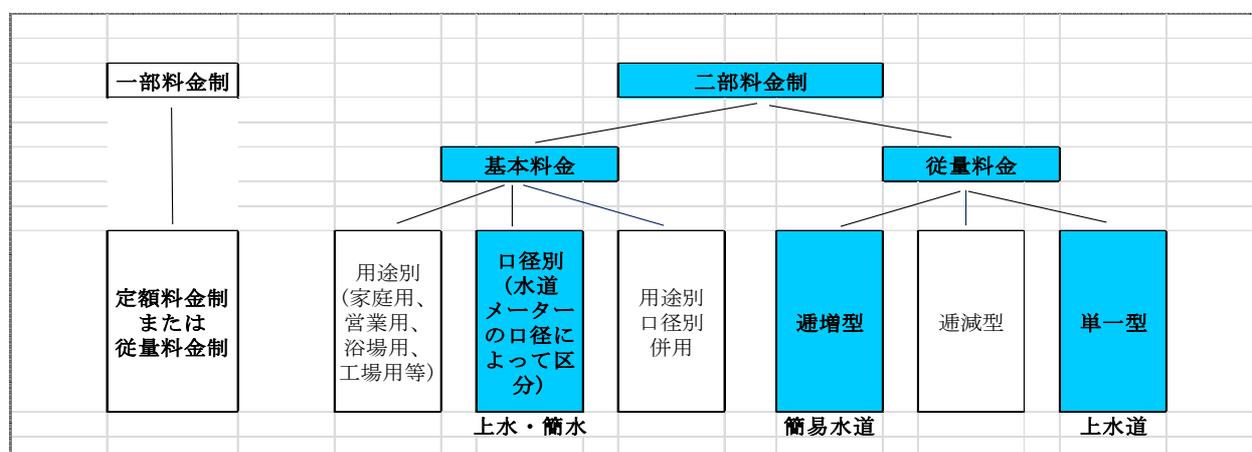
2 水道料金の概要について

(1) 水道料金制度について

①水道料金制度の概要

- 料金の構成には、定額料金制または従量料金制のいずれかである一部料金制、基本料金と従量料金から成る二部料金制、そして特約制度※などがあるが、水道では二部料金制を採用しているケースが多い。
- 基本料金については、用途によって異なる料金設定を行う「用途別」、口径によって異なる料金設定を行う「口径別」、それらを併用して料金設定を行う「用途・口径別併用」のパターンがある。
- 従量料金については、使用量に応じて単価が変動するもの（通増・通減）と単一のものがある。

※特約制度・・・基準水量を超えて使用した水道水を低額な単価で提供する大口需要者特約制度など



本市については、基本料金は「口径別」、従量料金は上水道が「単一型」、簡易水道が「通増型」を採用しています。

②水道料金に関する基本用語の説明

【基本用語の説明】

項目	説明
一部料金制	定額料金もしくは使用水量に応じて算定される従量料金のいずれかを採用した料金制度。
二部料金制	基本料金と従量料金を組み合わせた料金制度。
用途別料金	「水道水を使用する目的」により区分し、料金を賦課する料金制度。
口径別料金	「水道メーターの口径の大きさ」により区分し、料金を賦課する料金制度。
基本料金	各使用者が水使用の有無にかかわらず負担する料金。
従量料金 (超過料金)	使用水量に応じて負担する料金。使用水量に単価を乗じて計算されます。
基本水量	設定した一定水量を付与することで、その範囲内での使用に対して定額の基本料金のみを負担させるもの。

(2) 料金算定方法について

料金決定における地方公営企業の特徴

【独立採算制】

- 原則として、利用者からの料金収入により水道事業の運営費用をまかなうこととされています。
- そのため、運営費用を現在の水準の料金収入でまかなうことが困難である場合は、投資や人件費等経費の最大限の合理化を前提として、料金の見直しを検討することが必要となります。

【事業運営の資金】

- 水道事業は、装置産業※であるため固定的に発生する費用の割合が大きく、施設や管路の整備に多額の資金が必要となっています。
- 整備事業の資金を企業債の発行により確保した場合にも、その償還資金は、「水道料金」が主な財源となります。

※装置産業・・・生産やサービスの提供のために、大型の施設や装置を要する産業

(3) 料金決定方法の原則について

【水道料金はサービスの対価】

- 水道事業者は、安全・快適に、持続的な水道サービスを供給し、その対価として利用者から水道料金を受け取ります。

【水道料金の決定の原則】

地方公営企業法第 21 条

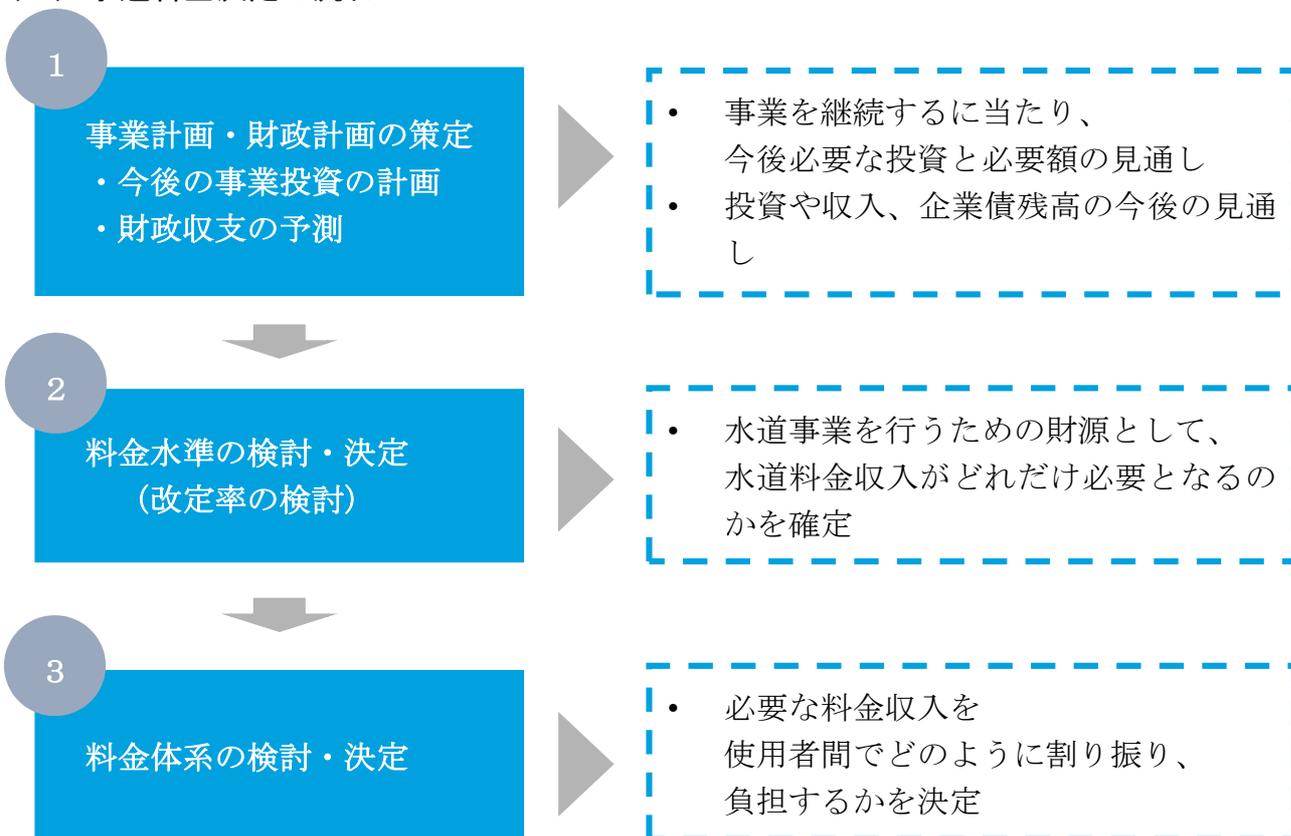
- 地方公営地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。
- 料金は、公正妥当なものでなければならない、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎と企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

水道法第 14 条第 2 項各号

- 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 料金が、定率又は定額をもって明確に定められていること。
- 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

法令に示された水道料金決定の原則に基づき、各自治体が料金水準を設定

(4) 水道料金決定の流れ



3 水道料金改定の考え方について

(1) 水道料金改定にあたっての検討ポイントについて

① 現行の料金体系

<上水道事業> 水道料金表

口 径	料 金 (1 箇月につき)		
	基本水量	基本料金	超過料金 (超過水量 1 m ³ につき)
13mm	10 m ³ まで	1,404 円	216 円
20mm			
25mm	25 m ³ まで	3,564 円	216 円
30mm			
40mm以上	45 m ³ まで	7,128 円	216 円

<上水道事業> メーター使用料表

口 径	13 mm	20 mm	25 mm	30 mm	40 mm	50 mm	75 mm	100 mm
金 額 (1 箇月につき)	108 円	216 円	237 円	378 円	432 円	2,160 円	2,700 円	3,240 円

<簡易水道事業> 水道料金表

口 径	料 金 (1 箇月につき)		
	基本水量	基本料金	超過料金 (超過水量 1 m ³ につき)
13mm	10 m ³ まで	1,404 円	10 m ³ を超え 30 m ³ まで 108 円 30 m ³ を超え 50 m ³ まで 151 円 20 銭 50 m ³ を超え 100 m ³ まで 194 円 40 銭 100 m ³ を超えるもの 216 円
20mm			
25mm	25 m ³ まで	3,564 円	
30mm			
40mm	45 m ³ まで	7,128 円	
50mm			
75mm			
100mm			

- 本市の料金体系の特徴を考慮し、料金体系について検討する必要があります。

本市の料金体系の特徴

- 口径別の二部料金制 (基本料金+超過料金)
- 基本水量は、家庭用 10 m³を設定
- 超過料金について、上水道が単一型、簡易水道が逡増型を採用
- メーターについては、上水道のみ口径別に月別固定料金を設定

②本市で水道料金改定に際して検討すべきポイント

- 料金体系の検討にあたっては、本市では次に掲げる事項を検討する必要があります。

検討項目	検討の考え方
(1) 基本料金と超過料金について	水需要の減少が見込まれることから、経営の安定性を図るため、基本料金収入割合の高めることが考えられます。基本料金を高めると、少量使用者への配慮が必要となります。
(2) 基本水量の設定について	公衆衛生の向上、生活環境の改善という観点から、基本料金に一定の水量（5～10 m ³ 程度）を付与し、当該範囲の水使用を促すとともに、当該部分に係る料金の低廉化を図る必要があります。基本水量制が多く事業者において採用され、低廉な生活用水の確保に大きな役割を果たしています。
(3) 口径別料金の設定について	各需要者の給水管や水道メーターの大小、若しくは、需要水量の多寡に応じて料金格差を設ける必要があります。
(4) 超過料金の逡増型の料金設定	新規水源開発や施設能力拡充等に伴う費用の上昇を反映させるとともに、水利用の合理化を促し水需要の均衡確保に資するため、県内の約半数の事業者において逡増型が採用されています。使用量に応じて公平に負担すべきものであることから、原則として均一とすることが望ましいとされています。

(2) 料金改定の考え方について

①基本料金と超過料金について

ア 基本料金と超過料金の考え方

- 安定的な経営と安全かつ低廉な生活用水の確保が両立できるよう、あるべき基本料金収入割合について検討する必要があります。

原価	料金
<ul style="list-style-type: none"> • 固定費 給水準備のために必要な原価であって、給水量とは関係なく発生する費用。 <u>水道事業の費用構造は大半が固定費。</u> <例> 浄水場・水道管等の設備投資費用、設備の修繕費、職員の人件費 	<ul style="list-style-type: none"> • 基本料金 各使用者が水使用の有無に関わらず負担する料金。 <u>固定費を全額基本料金で回収すると仮定した場合、基本料金が著しく高額となるため、生活水の低廉な確保や少量利用者への配慮も視野に入れ、基本料金の設定について検討する必要がある。</u>
<ul style="list-style-type: none"> • 変動費 給水量に応じて発生する費用。 <例> 薬品費、動力費 	<ul style="list-style-type: none"> • 超過料金 使用水量に応じて負担する料金。 使用水量に単価を乗じて算定される。

イ 本市における基本料金と超過料金

- 少量利用者への配慮をしたうえで、水需要の増減に収入が影響されない料金体系の検討が必要です。水需要の増減に収入が影響されない料金体系の一つとして、基本料金の割合を高めていくことが考えられます。
- 基本料金の割合を高めていくことのメリット、デメリットは以下のとおりです。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> • 固定的な収入の割合が高まるため、経営の安定性が増します。 • 将来的に給水人口の減少や節水機器の普及が進んでも水道料金収入の落ち込みの影響を小さくすることができます。 	<ul style="list-style-type: none"> • 基本料金は利用量に関わらず発生するため、少量利用者の負担が相対的に重くなります。

②基本水量の設定について

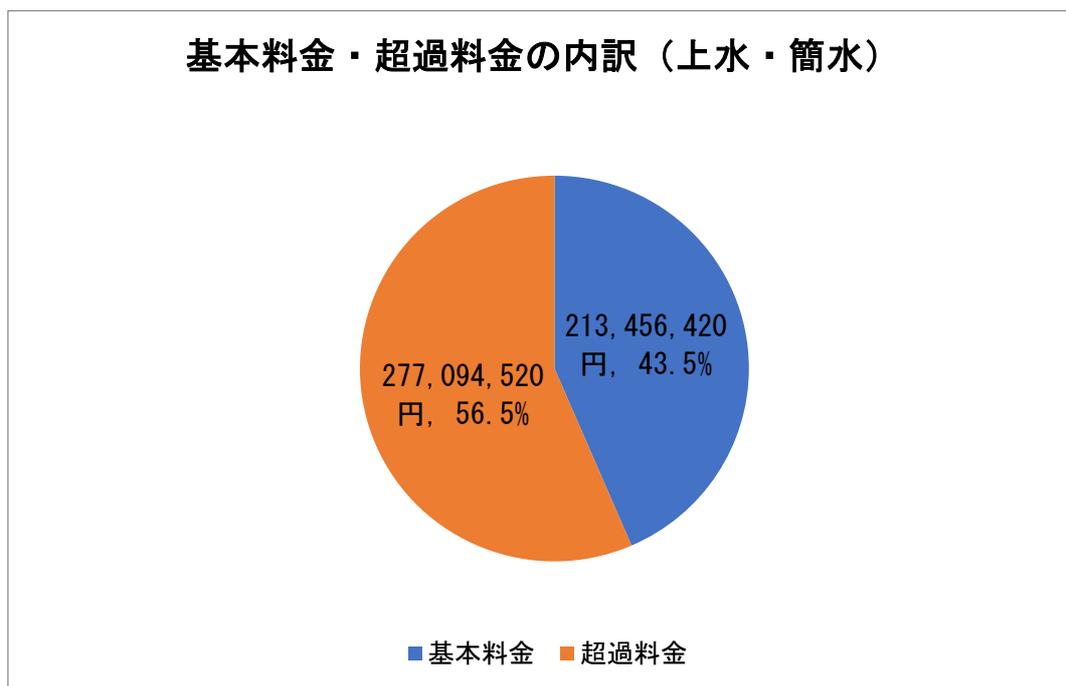
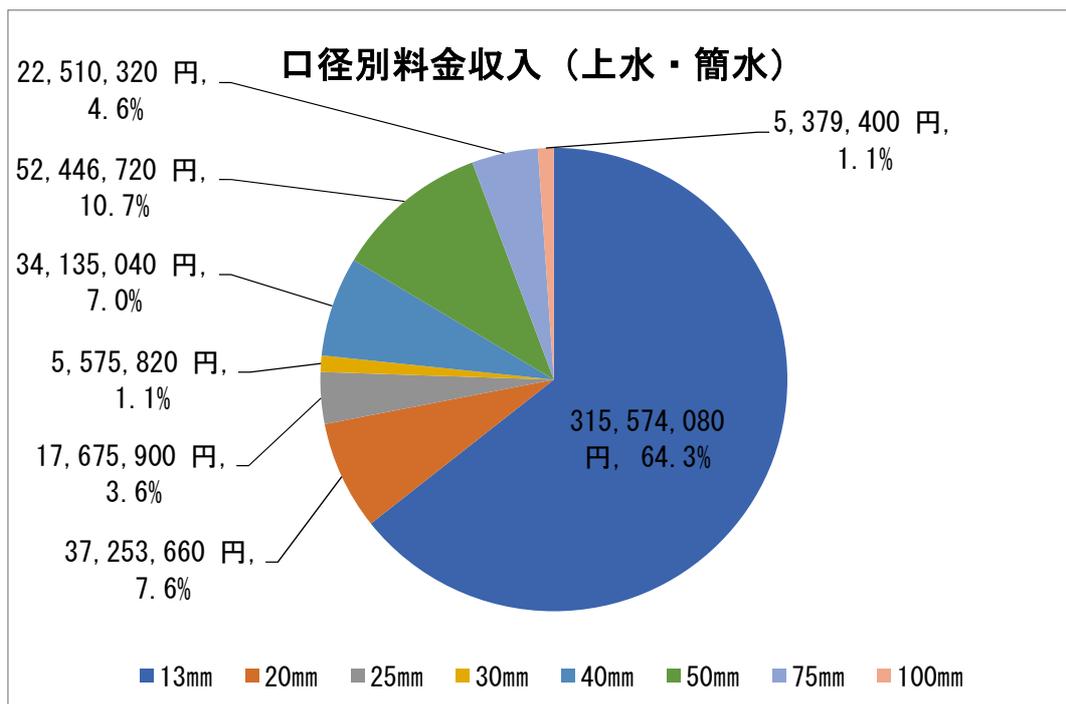
ア 基本水量の考え方

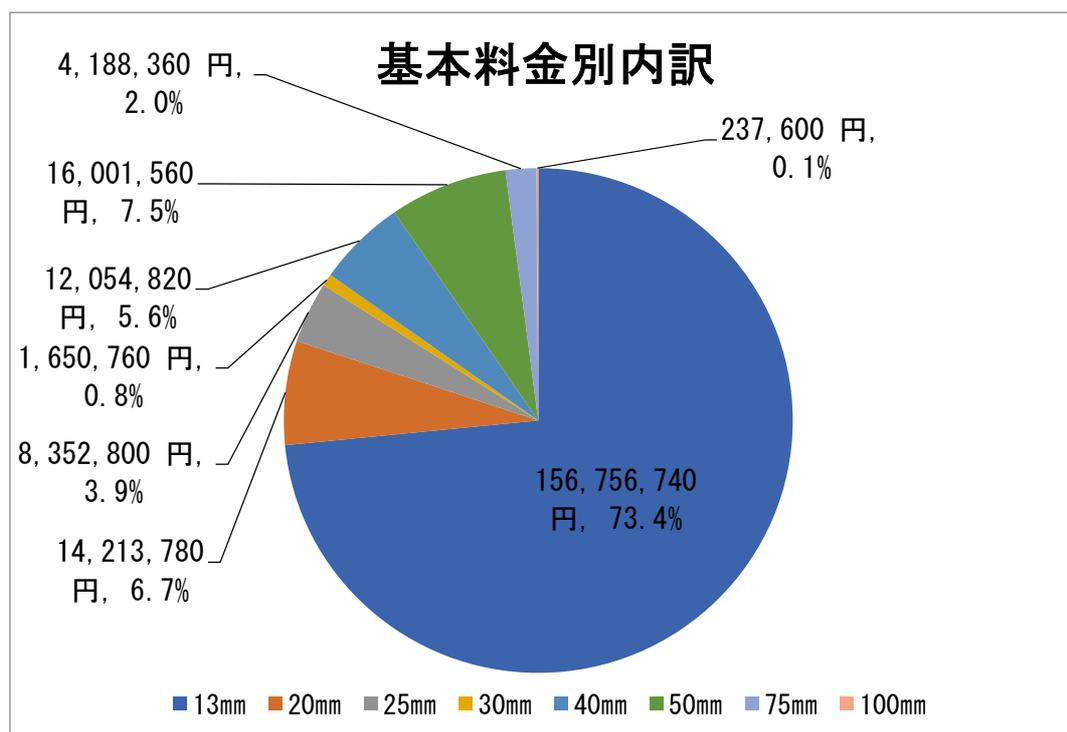
- 使用水量の分布及び基本水量の引き下げの影響を考慮して、基本水量を決定する必要があります。

イ 本市における現状と課題

- 全体の収入の64%を占めるのは口径13mmで、主に家庭用となっています。
- 基本料金と超過料金では、基本料金が43.5%、超過料金が56.5%となっています。
- 基本料金のうち収入が最も多いのが、口径13mmで、主に家庭用となっています。

【口径別料金収入の割合、基本料金・超過料金の割合、基本料金の口径別収入の割合】





- 基本水量を廃止または引き下げることによるメリット、デメリットは、以下のとおりです。

メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> 使用水量に応じた適正な対価を求めることで、負担の公平性が図られます。 基本水量内利用者の不公平感が軽減されます。 	<ul style="list-style-type: none"> 基本料金単価または超過料金単価の見直しを併せて実施しない場合、少量利用者の水道料金が著しく増加する可能性があります。